

政策目標Ⅳ－１．互いの人権を尊重し、個性と能力が発揮できるまち

施策目標Ⅳ－１－１

市民の人権が尊重されている

目標達成に向けて！

◆基本方針

人権に関する教育や啓発活動は、学校、地域社会、職場などで、多くの人々によって取り組まれ一定の広がりを見せていますが、今なお差別発言や差別落書、いじめなどが発生し、最近では高度情報化社会を反映したインターネットを利用した新たな人権問題が発生するなど、まだ多くの課題が残されています。

憲法では、人種、信条、性別、社会的身分、門地などによって差別されないとする「法の下に平等」、すべての国民が自由に生きるための「自由権」などが基本的人権として定められています。

市民一人ひとりが、あらゆる機会、あらゆる場において、さまざまな人権に対する正しい理解と認識を深める施策を展開します。

◆主要な施策と主な事業

人権尊重の社会とするために、以下の施策を進めます。

●人権尊重社会の実現

市民一人ひとりの人権が尊重されるまちをめざし、国・県の「人権教育・啓発に関する基本計画」との連携を図り、本市の定めた「人権教育・啓発に関する基本指針」に基づき、人権教育・啓発をあらゆる機会を通じて推進し、人権・同和問題の早期解決をめざします。また、人権相談など人権擁護活動を推進します。

・人権教育・啓発の推進

◆成果指標

目標達成に向けた 施策		人権尊重社会の実現			
達成度を測るための 指標		基準値	目標	基本計画目標値 (平成 23 年度)	将来目標値 (平成 28 年度)
講演会、研修会などに参加 した市民の割合		22.8% (平成 17 年 2 月)	↗	35%	50%
		※過去 1 年間に講演会、研修会などに参加したことの市民の割合 人権・同和問題意識調査			
基本的人権が憲法で保障 されていることを知って いる市民の割合		88.8% (平成 17 年 2 月)	↗	95%	100%
		※人権・同和問題意識調査			
協 創	市民の役割	・基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努める。			
	市(行政)の役割	・国・県などの施策と連携を図り、積極的に人権に関する教育・啓発 の推進に努めるとともに、市民の活動を支援する。			

政策目標Ⅳ－１．互いの人権を尊重し、個性と能力が発揮できるまち

施策目標Ⅳ－１－２

男女が対等に社会に参画し、ともにいきいきと暮らしている

目標達成に向けて！

◆基本方針

様々な分野で活躍する女性が増え社会参画への機運は高まっていますが、依然として性別による差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方が根強く残り、男女の生き方を阻害していることは否定できません。

男女の人権を尊重し、性別に関係なく個人が能力を発揮でき、あらゆる分野への男女の対等な参画を進めます。そして、すべての施策について*社会的性別（ジェンダー）の視点を持って点検し、施策を実施します。

◆主要な施策と主な事業

男女共同参画社会とするために、以下の施策を進めます。

●男女共同参画社会の実現

男女の人権を尊重し、社会・職場・家庭などあらゆる分野において、男女が対等に参画できる社会をめざします。

- ・男女共同参画プランの事業推進

※ 人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）がある。一方、社会通念や慣習のなかには、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

◆成果指標

目標達成に向けた 施策		男女共同参画社会の実現			
達成度を測るための 指標		基準値	目標	基本計画目標値 (平成 23 年度)	将来目標値 (平成 28 年度)
市が設置する審議会等における女性委員の割合		20.6%	↗	40%	男女とも 40%以上
市が設置する審議会のなかで女性がない審議会の割合		32.5%	↘	0%	0%
協 創	市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・男女がともに社会の対等なパートナーとして互いの人権を尊重し、あらゆる分野において男女共同参画の推進に努める。 ・事業者は、男女が対等に参画できる機会を確保し、職場の活動と家庭や地域などの活動を両立できる環境を整えるよう努める。 			
	市(行政)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進に関する施策を総合的に実施する。 ・男女共同参画に関する正しい理解と意識の啓発に努める。 			